

建設業許可の制度の概要

行政書士 且過 ちあき



建設工事を請け負う者は、請け負おうとする建設工事に対応する業種（28 業種）ごとに、元請負人、下請負人、法人、個人を問わず建設業の許可を受けなければなりません（政令で定める軽微な工事のみしか請け負わない事業者を除く。）。建設業の許可は国土交通大臣又は都道府県知事により、一般建設業又は特定建設業の許可の区分に応じて行われます。また、許可の有効期間は5年間となっており、これ以降も引き続いて建設業を営もうとする場合は、許可の更新を受ける必要があります。

▼国土交通大臣許可と都道府県知事許可

国土交通大臣許可：2つ以上の都道府県の区域に営業所を設けて営業する場合

都道府県知事許可：1つの都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業する場合

▼特定建設業と一般建設業

特定建設業：発注者から直接請け負う1件の元請工事について、下請人に施工させる額の合計額が3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）となる場合

一般建設業：特定建設業以外の場合

▼建設業許可の要件

- ア. 経營業務の管理責任者としての経験を有する者を有していること
- イ. 各営業所に資格・実務経験等を有する技術者を専任で配置していること
- ウ. 建設工事の請負契約に対して誠実性のあること
- エ. 財産的基礎・金銭的信用を有すること
- オ. 法人の役員、個人事業主、支配人、支店長などが欠格要件等に該当しないこと
- カ. 建設業の営業を行う独立した事務所を有すること

建設業の許可制度は、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であるといった建設生産物の特性から、工事現場に技術者配置を義務付けるなどにより建設工事の適正な施工を確保することや、発注者を保護することなどを主な目的としています。よって建設業を営もうとする事業者の方は、建設業許可を取得することが必要となるのです。

